

水道水中における農薬類の分類の見直し（案）について（概要）

令和8年10月

環境省 水・大気環境局 環境管理課
水道水質・衛生管理室1 改正趣旨

- 水道法（昭和32年法律第177号）第4条第1項の規定により、水道により供給される水は、同項各号に掲げる要件（水質基準）を備えるものでなければならないとされている。
- 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）においては、水質基準とは別に、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によってその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として、「水質管理目標設定項目」を定めている。
- 局長通知では、「水質管理目標設定項目」の1項目として「農薬類」を定めており、検査を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定することとしているが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬については、局長通知の別添2「農薬類の対象農薬リスト」により、「対象農薬リスト掲載農薬類」の名称やそれぞれの目標値等を示しています。
- 農薬類の検査を実施している多くの水道事業体は、「対象農薬リスト掲載農薬類」に定められた農薬類を中心に検査対象としているため、定期的に分類見直し・追加を実施しない場合には、本来実施すべき必要な検査がなされないことや、検出の可能性がほとんどない不必要な検査を実施し続けることになる。また、農薬類を検査していない水道事業体も一定数あり、今後、農薬類の検査をより効率的に実施できるようにするため、国としても優先的に検査すべき農薬を明らかにしつつ、最新の状況に沿って「農薬類の対象農薬リスト」を更新していく必要があると考えられる。
- 今般、浄水場の原水又は浄水において検出される可能性が高い農薬類や不検出が続く農薬類について、より効率的かつ実効性のある水道水質管理を目的として、局長通知の別添2について、所要の改正を行うことを検討している。なお、本改正案については別途、農薬類の検査法について調整を進めており、その状況を踏まえて、農薬項目ごとに順次、分類の変更を行う予定である。

2 改正概要

- 要検討農薬類である「エチプロール」、「クロロピクリン」及び「メタアルデヒド」を対象農薬リスト掲載農薬類に分類を変更する。
- その他農薬である「エンドタール」及び「フラメトピル」を対象農薬リスト掲載農薬類に分類を変更する。「エンドタール」の目標値を「0.02mg/L」と設定する。
- これまで分類されていない「メソトリオン」、「フェンキノトリオン」、「アバメクチ

ン」、「トプラメゾン」、「オキサジアゾン」、「トルピラレート」、「イミシアホス」及び「ランコトリオンナトリウム塩」を対象農薬リスト掲載農薬類へ分類する。それぞれの目標値を「メソトリオン」は「0.008mg/L」、「フェンキノトリオン」は「0.004mg/L」、「アバメクチン」は「0.002mg/L」、「トプラメゾン」は「0.008mg/L」、「オキサジアゾン」は「0.009mg/L」、「トルピラレート」は「0.02mg/L」、「イミシアホス」は「0.001mg/L」、「ランコトリオンナトリウム塩」は「0.003mg/L」と設定する。

- 対象農薬リスト掲載農薬類である「1, 3—ジクロロプロペン（D—D）」、「アシュラム」、「イソプロチオラン（IPT）」、「イプロベンホス（IBP）」、「キャプタン」、「クロロタロニル（TPN）」、「ジクロルボス（DDVP）」、「ジメトエート」、「チアジニル」、「チオジカルブ」、「トリフルラリン」、「ピラゾリネート（ピラゾレート）」、「ブタミホス」、「プロピコナゾール」、「プロピザミド」、「ペンディメタリン」、「ベンフルラリン（ベスロジン）」、「ベンフレセート」、「マラチオン（マラソン）」及び「メプロニル」をその他農薬類に分類を変更する。

3 適用期日等

- 通知日：令和9年3月以降、順次（予定）
- 適用日：令和9年4月1日以降、農薬項目ごとに定める日

4 参考

- 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）
<https://www.env.go.jp/content/000390768.pdf> （本文）
<https://www.env.go.jp/content/000390769.pdf> （別添1及び別添2）
- 令和8年度第1回水質基準逐次改正検討会（令和8年8月19日開催）の資料2「農薬類の分類の見直しについて」
https://www.env.go.jp/council/water_supply/kentoukai/kijun/kijun_r08_1.html
- 「水質管理目標設定項目」である「農薬類」とその目標値に関する補足
「水質管理目標設定項目」は、一般環境中で検出されている物質や、今後水道水中で検出される可能性がある物質等について、水道水質管理上留意すべき物質として定めているものである。同項目の一つである「農薬類」については、水道原水中に存在していた農薬が、水道水中に残ってしまう場合などを考慮して「目標値」を設定している。
「目標値」とは、目標とする濃度ではなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方である。水質管理の目安であり、水道水を作る過程で農薬を入れるという趣旨ではない。